

うたせ苑ショートステイ 利用料一覧表《1割負担用》

【介護保険事業所番号：0572302610】

①基本料金【多床室（2～4人部屋）利用の場合】

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

介護度別	基本報酬 円/日	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※1 円/日	夜勤職員配置加算(Ⅰ) ※2 円/日	機能訓練体制加算 ※3 円/日			介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※6 円/日	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ※6 円/日	介護職員等ベースアップ等支援加算 ※6 円/日	所得区分 利用者負担段階 ※7	食費 円/日 朝食：¥445 昼食：¥500 夕食：¥500	滞在費 多床室 ※8 円/日	利用料 日額 円/日	利用料 週額 円/7日
1	596	22	13	12			53	17	10	第1段階	300	0	1,023	7,168
										第2段階	600	370	1,693	11,858
										第3段階①	1,000	370	2,093	14,658
										第3段階②	1,300	370	2,393	16,758
										基準費用額	1,445	855	3,023	21,168
2	665	22	13	12			59	19	11	第1段階	300	0	1,101	7,712
										第2段階	600	370	1,771	12,402
										第3段階①	1,000	370	2,171	15,202
										第3段階②	1,300	370	2,471	17,302
										基準費用額	1,445	855	3,101	21,712
3	737	22	13	12			65	21	13	第1段階	300	0	1,183	8,279
										第2段階	600	370	1,853	12,969
										第3段階①	1,000	370	2,253	15,769
										第3段階②	1,300	370	2,553	17,869
										基準費用額	1,445	855	3,183	22,279
4	806	22	13	12			71	23	14	第1段階	300	0	1,261	8,823
										第2段階	600	370	1,931	13,513
										第3段階①	1,000	370	2,331	16,313
										第3段階②	1,300	370	2,631	18,413
										基準費用額	1,445	855	3,261	22,823
5	874	22	13	12			76	25	15	第1段階	300	0	1,337	9,359
										第2段階	600	370	2,007	14,049
										第3段階①	1,000	370	2,407	16,849
										第3段階②	1,300	370	2,707	18,949
										基準費用額	1,445	855	3,337	23,359

②利用状況に応じて加算される料金【介護報酬関連】

◎ 詳しくは当施設生活相談員へ問合わせるか、重要事項説明書をご覧ください。

送迎加算（片道につき）	184 円/回
30日を超えて	
短期入所生活介護を利用した場合	△ 30 円/日

通常の送迎の実施地域	
八郎潟町、五城目町、井川町	

③その他利用料金

理髪	1,700 円/回
理髪とパーマ	4,500 円/回
理髪と部分パーマ	3,500 円/回
理髪と髪染め	3,700 円/回
髪染めのみ	2,500 円/回
顔剃りのみ	1,000 円/回
洗髪のみ	200 円/回

◎ 連続して30日を超えて利用された場合、超える日は介護費は算定されません。（全額、実費請求になります。）
 毎月10日頃までに、前月分の請求書を発送致しますので、その月の末日までにお支払い下さい。
 お支払方法は、現金、銀行振込、口座自動振替（北都銀行、ゆうちょ銀行、秋田信用金庫、JAFバンク）の3方法があります。
 医療系の居宅サービスと併せて利用した場合のみ、医療費控除の対象となります。
 1割（2割、3割）負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に、超えた分が申請により払戻される「高額介護サービス費の支給」があります。

※1 介護職員のうち介護福祉士80%以上、若しくは勤続10年以上介護福祉士が35%以上配置されている場合。

※2 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合。

※3 機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

※6 基本報酬に各種加算減算を加え、サービス別加算率を乗じたものです。（83/1000、27/1000、16/1000）

※7 食費、居住費について、低所得者には負担限度額が設けられており、下記の通り3段階に区分されています。

市町村へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付が必要となります。世帯非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、または②単身で500万円超、夫婦で1500万円超の預貯金を保有している場合には、補足給付の対象外（第4段階）となります。

利用者負担段階	対象となる人（市町村民税世帯非課税）
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
第2段階	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計80万円以下
第3段階①	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計80万円超120万円以下
第3段階②	年金収入等【公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額】合計120万円超

※8 医師の判断により、個室を利用されていても、多床室扱いとして請求される場合があります。